

○消費生活協同組合間の取引に係る員外利用許可について
(平成五年一月三〇日)
(社援地第二一七号)

(各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)

消費生活協同組合の適正な運営の指導については、かねてより御配慮願っているところであるが、平成五年九月一六日、政府においては、緊急経済対策を取りまとめ、その一環として内需拡大や輸入促進等に直接的な効果をあげ、負担や制約の実質的な軽減を図って、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、公的規制の緩和、手続きの簡素化・円滑化を促進することを決定したところである。

消費生活協同組合について前記の観点から、昭和二九年六月一七日社発第四七四号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知により員外利用許可の対象とされている「他の消費生活協同組合又は同連合会に、その有する物品を供給するとき」における許可については、今後、左記のように取扱うこととしたので通知する。

記

1 消費生活協同組合(消費生活協同組合連合会を含む。以下同じ。)が他の消費生活協同組合(連合会にあっては会員以外の消費生活協同組合。以下同じ。)に物品の供給を行う場合には、消費生活協同組合法上、員外利用にあたるため、取引ごとに員外利用許可が必要であると解されてきたところであるが、今後は、複数の他の消費生活協同組合と取引を行う必要のある場合等については、取引ごとではなく、供給高の一定分量までは他の消費生活協同組合に物品を供給できる旨の包括的な許可を行うことも差し支えないものとする。

2 前記の供給高の一定分量とは、組合員(連合会にあっては会員。)への供給高の五分の一とすること。

なお、前記の供給高は、各事業年度ごとの供給高によって判定するものとする。

3 消費生活協同組合が1の許可を受ける場合には、その旨を総(代)会に報告させるものとする。

4 その他

(1) 許可を行う場合には、員外利用に関する消費生活協同組合法の規定に留意すること。

(2) 許可を受けた消費生活協同組合には、他の消費生活協同組合に対して供給した物品の供給高を各事業年度末に事業報告書の中に記載させること。

なお、同消費生活協同組合が、2の供給高の一定分量を超えて他の消費生活協同組合に対し、物品の供給を行っていることが判明した場合には、一定分量以内となるよう指導すること。

生協間の取引の規制緩和
(厚生省社会・援護局地域福祉課)
(平成5年11月30日)

1 規制緩和の内容

現行：生協間の物品の取引については法律上、員外利用に該当し、従来は、取引ごとに厚生大臣又は都道府県知事の員外利用許可が必要とされてきた。

※ 生協は、組合員のための組織であるため、組合員(個人のみ。法人は組合員になれない。)以外は、物品の供給等の生協の行う事業を利用することができない(消費生活協同組合法第12条第3項)。

改正後：複数の生協と取引を行う必要がある場合などについては、取引ごとの許可を行わなくても、当該生協の供給高の一定分量までは他の生協に物品の供給を行うことのできる包括的な許可を行うことも差し支えないものとした。

※ 供給高の一定分量とは、農協法の員外利用許可の許容分量に準じて、組合員への供給高の5分の1とする。(=全供給高の6分の1)(組合員への供給高を5とすると、他の生協には1、供給できる。)

◎ A生協が、B、C、D、E生協に商品売る場合

2 規制緩和の効果

(1) 小規模の生協でも、他の生協と協同して海外からの輸入や国内での大口取引等を機動的に行うことが可能となる。

(2) 生協が製造している優良なコブ商品を他の生協でも販売することができる。

(3) 商品の在庫調整が必要な場合に他の生協に供給することが可能となり、流通の合理化に資する。